

役員報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人刀圭会役員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人刀圭会（以下『この法人』という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員のうち外部委員をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条及び第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会とは、定款第6条第2項に規定する委員のうち、外部委員2名をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費等を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事には、職務遂行の対価として、常勤役員である理事等については月額で、その他の理事については理事会出席等、必要の都度報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員である理事等には、毎年7月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 3 第1項及び前項の規程に関わらず、職員を兼務する常勤役員である理事等については、評議員会の決議により、職員給与規程に基づく給与を支給し、報酬等を支給しないことができる。
- 4 監事には、監査に係る職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 6 評議員選任・解任委員会外部委員には、会議開催の都度報酬を支給することができる。
- 7 常勤役員である理事等及び役員の退職にあたっては、退職手当は支給しないものとする。

(報酬の額等)

- 第4条 常勤役員である理事等の報酬の月額は、報酬月額（別表第1）のうちから、評議員の決議により定めるものとする。
- 2 常勤役員である理事等を除く理事の報酬は、理事会出席の都度、一人一律 15,000 円を支給する。
 - 3 理事長が非常勤である場合で、法人において業務を遂行した場合、1日につき 15,000 円の報酬を支給する。
 - 4 評議員報酬総額は、定款第8条の定める金額以内とし、各評議員に対する報酬は、評議員会出席の都度、一人一律 10,000 円を支給する。
 - 5 監事の報酬は、監査1日につき一人一律 15,000 円を監査終了日に支給する他、評議員会の決議により、年間総額 50 万円の範囲内の額を加算して報酬を支給することができる。
 - 6 第1項に定める報酬の支給日は、職員給与規程が規定する給料の支給定日の例によるものとし、第5項に定める監事の加算報酬は、事業年度開始後3ヶ月以内に実施する監事監査終了日に支給する。
 - 7 評議員選任・解任委員会外部委員の報酬は、会議開催の都度、一人一律 20,000 円を支給する。

(賞与の支給)

- 第5条 理事等の常勤役員に対する賞与の額は、7月15日及び12月15日（以下『基準日』という。）において、職員給与規程に基づく賞与の額を支給する。尚、在職期間が6ヶ月以内の場合、6ヶ月以内の期間における在職期間に応じて、賞与支給割合表（別表第2）に定める割合を乗じて得た額とする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払いを行う。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(日当の支給)

- 第7条 常勤役員である理事等を除く役員等が、各種委員会、行政監査立会、建設委員会、監査会議、諸会議、入札立会、監事にあつては出席する理事会・評議員会、その他理事長が出席を要請した会議に出席した場合、一人一律 5,000 円の日当を支給する。

(費用)

- 第8条 常勤役員である理事等には、その通勤の実態に応じ、職員給与規程に準じて

通勤手当を支給することができる。

- 2 職員を兼務する常勤役員である理事等には、評議員会の決議により、職員給与規程に基づく通勤手当を支給し、前項の規程に基づく通勤手当を支給しないことができる。
- 3 常勤役員である理事等を除く理事及び評議員には、理事会・評議員会に出席した場合は交通費として一人一律 2,000 円を支給する。
- 4 評議員選任・解任委員会外部委員が委員会に出席した場合には交通費として一人一律 2,000 円を支給する。
- 5 第 3 項並びに第 4 項に規定する役員等がこの法人の用務のため旅行した場合は旅費を、出張旅費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、平成 28 年 11 月 11 日改定の厚生労働省社会援護局福祉基盤課より発出された『社会福祉法改革に向けた留意事項について』第 6 章 (5) に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお、評議員選任・解任委員会の外部委員及び監事については、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

職名	報酬額
常勤理事長	1号 月額 700,000 円の範囲内
	2号 月額 800,000 円の範囲内
	3号 月額 900,000 円の範囲内
常勤理事	1号 月額 400,000 円の範囲内
	2号 月額 500,000 円の範囲内
	3号 月額 600,000 円の範囲内

別表 2 (第 5 条関係)

基準日	在籍期間	割合
6月15日	6ヶ月	100分の100
	3ヶ月以上6ヶ月未満	100分の70
	3ヶ月未満	100分の30
12月15日	6ヶ月	100分の100
	3ヶ月以上6ヶ月未満	100分の70
	3ヶ月未満	100分の30